

大市監第84号  
令和元年8月9日

大村市長 園田 裕史 様

大村市監査委員 高木 邦彦

大村市監査委員 山口 弘宣

平成30年度大村市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別添のとおり意見書を提出します。

## 平成30年度大村市健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率は次の表のとおりであり、各比率の概要及び意見については以下のとおりである。

(単位：%)

比 率 名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成30年度	—	—	7.4	65.0
平成29年度	—	—	6.8	59.8
増 減	—	—	0.6	5.2
早期健全化基準	12.52	17.52	25.0	350.0

#### (1) 実質赤字比率

一般会計における実質収支は10億9,485万円の黒字であり、実質赤字比率は算定されない。

#### (2) 連結実質赤字比率

一般会計及び特別会計の実質収支並びに公営企業会計の資金不足額・剰余額の合計である連結実質収支は145億2,908万円の黒字であり、連結実質赤字比率は算定されない。

#### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、7.4%であり、前年度と比べて0.6ポイント悪化したものの早期健全化基準の25.0%を下回っている。

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率は、65.0%であり、前年度と比べて5.2ポイント悪化したものの早期健全化基準の350.0%を下回っている。

#### (5) 意見

平成30年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。

今後も、当該比率に十分留意の上、中長期的な視点に立った健全で持続可能な財政基盤の構築に努められたい。

## 平成30年度大村市公営企業資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率は次の表のとおりであり、当該比率の概要及び意見については以下のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	平成30年度	平成29年度	
大村市病院事業会計	—	—	20.0
大村市工業団地整備事業特別会計	—	—	20.0
大村市水道事業会計	—	—	20.0
大村市工業用水道事業会計	—	—	20.0
大村市下水道事業会計	—	—	20.0
大村市農業集落排水事業会計	—	—	20.0
大村市モーターボート競走事業会計	—	—	20.0

#### (1) 資金不足比率

各公営企業において資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されない。

#### (2) 意見

各公営企業においては、引き続き収入の確保に努めるとともに、経費の削減及び業務の効率化を図り、安定した経営基盤の構築に努められたい。